

下水排除基準

物質又は項目	対象 排水量	その他の工場・事業場(B)		
		1,250 m ³ /月未満	1,250~ 5,000 m ³ /月	5,000 m ³ /月以上
有 害 物 質	カドミウム及びその化合物	0.03 以下		
	シアン化合物	1 以下		
	有機燐化合物	1 以下		
	鉛及びその化合物	0.1 以下		
	六価クロム化合物	0.2 以下		
	砒素及びその化合物	0.1 以下		
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 以下		
	アルキル水銀化合物	検出されないこと		
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 以下		
	トリクロロエチレン	0.1 以下		
	テトラクロロエチレン	0.1 以下		
	ジクロロメタン	0.2 以下		
	四塩化炭素	0.02 以下		
	1,2-ジクロロエタン	0.04 以下		
	1,1-ジクロロエチレン	1 以下		
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下		
	1,1,1-トリクロロエタン	3 以下		
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下		
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下		
	チウラム	0.06 以下		
	シマジン	0.03 以下		
	チオベンカルブ	0.2 以下		
	ベンゼン	0.1 以下		
	セレン及びその化合物	0.1 以下		
	ほう素及びその化合物	10 ^{*1} (230) 以下		
	ふっ素及びその化合物	8 ^{*1} (15) 以下		
	1,4-ジオキサン	0.5 以下		
	ダイオキシン類	10 以下		

物質又は項目	対象	その他の工場・事業場(B)			
	排水量	1,250 m ³ /月未満	1,250~ 5,000 m ³ /月	5,000 m ³ /月以上	
生活環境項目等	フェノール類	5 以下			
	銅及びその化合物	3 以下			
	亜鉛及びその化合物	2 以下			
	鉄及びその化合物(溶解性)	10 以下			
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10 以下			
	クロム及びその化合物	2 以下			
	生物化学的酸素要求量(BOD)	— *2	1,500 以下	600 以下	
		1,500 *3以下			
	浮遊物質(SS)	— *4	1,500 以下	600 以下	
	水素イオン濃度(pH)	5 以上10.5 以下		5 以上 9 以下	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	20 以下	5 以下	
		動植物油脂類	— *4	150 以下	30 以下
	窒素	— *4	600 以下	240 以下	
	磷	— *4	80 以下	32 以下	
温度(℃)	45 未満				
沃素消費量	220 未満				

*1 河川、湖沼等を放流先とする下水道へ排除する場合の基準値
()内は、海域を放流先とする下水道へ下水を排除する場合の基準値

参考 浄化センター処理水の放流先

放流先	浄化センター名
河川等	皇后崎浄化センター※、新町浄化センター、曾根浄化センター、北湊浄化センター
海域	皇后崎浄化センター※、日明浄化センター

※ 皇后崎浄化センターは地区により放流先が異なります。詳細は水質管理課にお問い合わせください。

*2 農水産物の生産、加工(食用又は飲用に供するものに限る)又は調理に伴う天然由来の有機物から成る汚水(酒類製造業等の蒸留廃液を除く)の場合

*3 上記(*2)以外の汚水の場合

*4 下水の流通を妨げると認める場合、又は終末処理場放流水が、総量規制基準を遵守できなくなるおそれがある場合を除く

(注) 1. 単位は、pH、及び温度を除き、すべてmg/Lです。ただし、ダイオキシン類の単位は、pg-TEQ/Lです。

2. 月間排水量の適用は、BOD以下の項目についてです。